海外情報

インドネシアの税務行政と現在の取組

国税庁国際業務課(長期出張) 今 井 静一郎

♦SUMMARY♦

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、 職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、ジャカルタに派遣されている職員が、インドネシアの税務行政の概要やその他インドネシア税務当局における最近の取組をまとめたものである。

なお、本稿の内容は、2023年(令和5年)2月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

(令和5年5月31日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

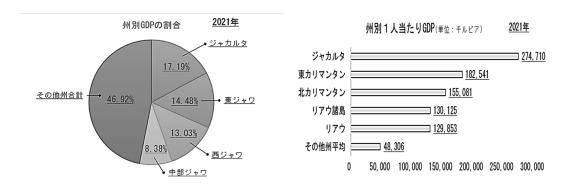
本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、 税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式 見解を示すものではありません。

		目	次
Ι	はじめに		198
П	インドネシア税務当局と税務調査等	≦の概要∵	199
	1 組織機構		199
:	2 職員の概要		200
;	3 税務調査		201
2	4 納税者の権利救済		202
Ш	インドネシアにおける昨今の税収と	税務行政	7改革203
	1 税収の推移及び内訳		203
:	2 税務行政改革		204
IV	ICT 技術を用いた税務行政		208
	1 電子申告・納税ツール		208
:	2 CRM に基づく納税者管理システ	<i>ک</i>	209
;	3 3C 施策		210
2	4 ソーシャルメディアを用いた広報	没活動	211
V	終わりに		211

I はじめに

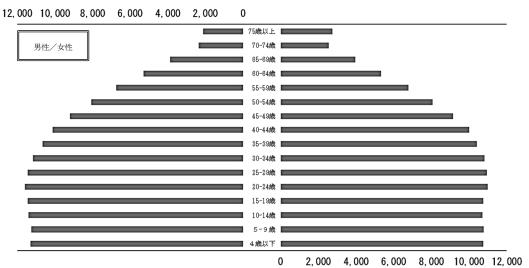
インドネシア共和国は東南アジアに所在する東西約5,000 キロメートル、大小合わせて17,000 以上の島々から成り立つ島嶼国家であり、人口2億7千万人超、300以上の異なる民族を擁している。現在の首都はジャワ島西部に位置するジャカルタであるが、2024年から段階的に、ジャカルタからヌサンタラ(カリマンタン島)へ首都及びその機能を移転する予定である。インドネシアはイスラム教徒が国民の約87%以上を占めると言われる世界第1位のイスラム教徒を擁する国であるものの、憲法前文においてキリスト教、ヒンドゥー教、仏教及び儒教の信仰も認められており、また、交易によって栄えた歴史や3%前後の国民が中国にルーツを持っている等の背

景から、社会的に広く多様性が認められてい る。インドネシア経済は、日本を含む旺盛な 海外投資に後押しされ、車両等の製造業を中 心に発展し、1997年に発生したアジア通貨危 機において深刻な打撃を被ったものの、その 後は毎年5%前後の堅調なGDP成長を見せ、 2021年における GDP ではメキシコに次ぐ約 1.186,000 百万米ドル (世界第16位) を記録 している(1)。下の図(2)に示すように、地域的な 経済的不均衡が課題ではあるようにも見受け られるが、経済発展に理想的な人口及び年齢 構成(3)、更に石炭、石油、天然ガスといった豊 富な天然資源の存在も相まって、今後の更な る経済成長が期待されているところであり、 インドネシア政府も 2045 年の先進国入りに 向けて様々な政策に取り組んでいる。



インドネシアにおける年齢/男女別人口構成

(単位:千人)



本稿は、インドネシアの税務行政の概要、その他インドネシア税務当局における最近の取組をまとめたものである。なお、本稿で使用されているデータなどは執筆時(2023年2月)のものであり、文中における意見・コメント等は個人的な見解である。また、邦貨換算額の為替レートは、1インドネシアルピア(以下、「ルピア」という)=0.0085円で計算している。

Ⅱ インドネシア税務当局と税務調査等の概 要

1 組織機構

インドネシア国税総局 (Direktorat Jenderal Pajak、以下「DGT」という) は、

税務分野における政策の策定及び実行を司るインドネシア財務省内における1内部部局であり、法令(4)に基づき、①税務政策の策定、②税務政策の実行、③税務手続等の策定、④税務政策の実行、③税務手続等の策定、④税務に関する技術的助言の提供及び監督、⑤課税状況のモニタリング、評価及び報告、⑥DGTの組織運営及び⑦財務大臣に指定された他業務の実施を所掌しており、税目としては所得税、付加価値税、奢侈品販売税、土地建物税(地方税に属する部分を除く)及び印紙税を所管している。DGT本庁の機構は、国税総局長を頂点とし、特定の施策を支援する審議官4名のほか、次の表に示すとおり、15の内部部局で構成され、それぞれの事務を所掌している。

部局	所掌	
Sekretariat Direktorat Jenderal	総合調整・総務・人事・会計	
Direktorat Peraturan Perpajakan I	国税通則法・付加価値税法・土地建物税	
	法	
Direktorat Peraturan Perpajakan II	所得税法	
Direktorat Pemeriksaan dan Penagihan	税務調査・徴収	
Direktorat Penegakan Hukum	犯則事件の指針策定及び実施	
Direktorat Ekstensifikasi dan Penilaian	納税者数の拡大・土地建物評価等	
Direktorat Keberatan dan Banding	異議審査・訴訟	
Direktorat Potensi Kepatuhan dan	歳入計画・歳入管理・納税者コンプライ	
Penerimaan	アンス管理等	
Direktorat Penyuluhan Pelayanan dan	租税教育・税務相談・納税者サービス・	
Hubungan Masyarakat	広報	
Direktorat Data dan Informasi Perpajakan	税務データ分析	
Direktorat Kepatuhan Internal dan	内部監察・政策立案・人材資源管理・人	
Transformasi Sumber Daya Aparatur	材開発	
Direktorat Teknologi Informasi dan	情報システム開発・運用	
Komunikasi		
Direktorat Transformasi Proses Bisnis	ビジネスプロセス開発	
Direktorat Perpajakan Internasional	情報交換、相互協議、租税条約交渉、国	
	際協力、国際会議等	
Direktorat Intelijen Perpajakan	インテリジェント活動における情報分	
	析、収集及び活用	

本庁のほか、税務署運営に係る調整、助言及び監督を行う34の地方国税局(Kantor Wilayah)、各現場において納税者の管理、監督並びに税務サービス・教育を提供する352の税務署(Kantor Pelayanan Pajak)及び税務署の出先機関として、遠隔地において納税者管理等を実施する204の税務サービス・相談事務所(Kantor Pelayanan, Penyuluhan, dan Konsultasi Perpajakan)が設けられている。これに加え、局署業務を補助する機関として、申告情報等を処理する税務申告データ処理センター(PPDDP、KPDDP:ジャカルタ、ジャンビ及びマカッサル)、並びに情報サービス・苦情センター(KLIP:ジャカルタ)が設置されている。なお、税務署は国内にお

ける大規模法人等を所管する大規模納税者税 務署、特定の納税者(外国人、恒久的施設及 び天然資源関連法人等)を所管する特別税務 署、地域的な高額納税者を所管する中規模税 務署及びその他の納税者を所管する小規模税 務署に分類される。

2 職員の概要

2021 年末における、DGT の職員は総計 45,382 名 (男性 29,163 名、女性 16,219 名) (5)となっている。職員はそれぞれの職務に応じ、本庁、地方国税局及び税務署において事務、税務行政の立案・実行に従事する一般職 (Struktual) と税務調査、資産及び取引価格の評価、コンピュータシステム等、専門的な

職務に従事する機能職(Fungsional)職員に大別される。インドネシアの人口から換算すると、職員一人当たりの人口は約 6 千人となっており、国税庁と比して⁶⁶人口当たりの人的リソースが少ない現状である。

職員の採用については、大きく分けて財務 省が所管する STAN (Politeknik Keuangan Negara Sekolah Tinggi Akuntansi Negara: インドネシア国立会計大学校)及び一般大学 からの卒業生を採用している。近年の新規採 用者については、その大部分が STAN 卒業生 であり、一部の専門職採用を除き、一般大学 卒業者からの採用がない年も多い。これは、 情報技術の進歩に伴う業務効率の向上を鑑み た、インドネシア財務省が推進する戦略計画 でに基づく職員削減施策の一環であり、DGT においては、2024年までの間、年次での職員 数の 0 又はマイナス成長が見込まれている。

給与面(®)に係る処遇に関しては、汚職を防止する等の観点から、他の国家公務員及び雇用者平均給与額(®)と比して非常に恵まれているものと言える。とりわけ、業績手当支給額(®)の範囲については、財務省職員と比べても2倍超に設定されている等、その額は中央省庁でトップクラスとも言われている。当該事実も相まって学生が就業を希望する省庁として毎年上位に位置している。

項目	DGT職員	財務省職員	法務・人権省職員	
業績手当額	117, 375千ルピア	46,950千ルピア	33, 240千ルピア	
	(約998千円)	(約399千円)	(約283千円)	
	~	~	~	
(Tunjangan Kinerja)	5, 361千ルピア	2, 575千ルピア	2,531千ルピア	
	(約46千円)	(約22千円)	(約22千円)	

DGT 幹部においては、修士以上の学位を有する、いわゆる高学歴者の比率が高いことが特徴として挙げられる。主たる背景として、高学歴者が相対的に昇進しやすい環境であること(11)、日本を含む諸外国から提供されている又は自国で提供している留学プログラムが充実していることに加え、前述の環境に起因して、自己の負担においても学位を取得するため、大学等に通う職員が一定数いることが理由として考えられる。実に本庁局長級以上の9割を超える者が修士又は博士課程を修了

している。

3 税務調査

申告納税制度の下、税務調査については、財務大臣令(12)に基づき、1名の監督者(Supervisor)、チーム長(Ketua Tim)及び1名以上の調査官により編成されたチームによって実施され、種別としては実地調査及び署内調査に大別される。実地調査に係る一連の流れ(13)は次のとおりである。



調査期間中に調査官から帳簿等の提出要求 があった場合には、原則として1か月以内に 要求された資料等を提出する必要があり、期 限を超過した場合には、期限後に提出した資 料は考慮されず、調査官の職権にて所得が計 算される可能性が生じる。また、納税者の SPHP 受領から DGT による SKP 発行まで の期間中、納税者と調査官との間で調査結果 の説明に係るミーティングを行う機会が設け られている。調査官が提示した調査結果の内 容に同意できない場合、納税者は各地方国税 局に設置された調査品質保証チームに対して 調査内容に係るレビューを申請することが可 能である。他方、調査品質保証チームによる レビューは、あくまでDGTによる内部レビュ ーであることから、調査結果に変更が生じる ことは、後述する税務裁判所等の裁決等と比 して少ない傾向にあると思料される。

国税通則法(14)に基づき、納税者が還付を目的として申告書を提出した場合には、原則DGTには調査を実施する義務が生じる。また、納税者が損失の申告書を提出した、組織再編を行った場合等のほか、提出された申告書に係るリスク分析の結果により、調査対象となる要件を充足するとしている。なお、大規模納税者税務署等がDSP3(15)を策定する際に使用する尺度に関して、2018年に次の国税総局長通達(16)が発出されている。

- イ 総売上所得税率、売上総利益率及び売上 高純利益率と当該業種に係る一定のベンチ マークとの差が 10%以上である。
- ロ インドネシアと比して低課税国に所在する、特殊な関係を有する者と取引がある。
- ハ 総取引額のうち、50%以上が国内グルー プ間取引である。
- ニ 欠損金を有し、国内に所在するグループ 内関連者と取引がある。
- ホ 直近3年間で全税目を対象とした調査が 実施されていない。
- へ 発行した税務インボイスのうち、25%以

上の税務インボイスで、記載すべき購入者 の NPWP⁽¹⁷⁾を不明 (0 の連番入力) として いる。

2021 年の年次報告書によると、法人個人合わせて 41,682 件の調査が実施され、法人及び個人に対する調査率 (調査件数/納税者数)はそれぞれ、1.99%及び 0.86%となっており、合計 66.52 兆ルピア (約 5,654 億円) が調査により徴収されている。

4 納税者の権利救済

税務調査等の処分結果に対して同意できない納税者は、①DGTに対する異議申立て、②税務裁判所への控訴及び③最高裁判所に対する上告の手続きを通して、自身の意見を主張し、審査を要請することができる。各手続きや細かな規定については、別稿に譲るとするが、特に異議申立て及び税務裁判所への控訴件数は、2021年において、それぞれ22,500件及び12,319件と比較的高い傾向(18)にあり、更に税務裁判所の裁決につき、納税者の主張を認めている裁決割合が高いといった点は、特筆すべき点であると考えられる。過去5年間におけるDGTによる課税処分等を支持した裁決割合は次のとおりであり(19)、その割合は50%を下回っている状況である。

項目	2017	2018	2019	2020	2021
DGT支持の判決割合	43. 38%	43. 54%	40. 54%	43.10%	43. 25%

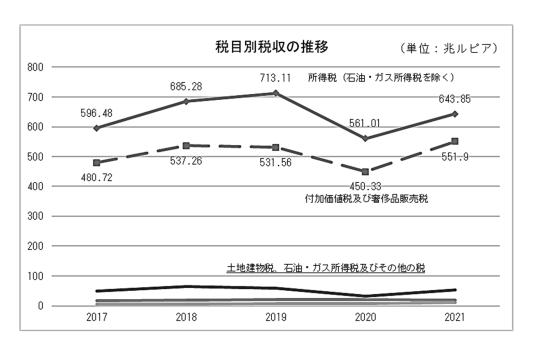
一見すると、処分に不服がある場合には、 税務裁判所等を通じた納税者の権利救済手段 を用いることで、容易に回復が図れるように 見受けられるが、敗訴した場合に生じる罰 金⁽²⁰⁾や裁決までの期間等を考慮すると、その ハードルは決して低いものではないと思料さ れる。他方、上記に依らない当事者間の紛争 解決手段として、納税者からの修正要求の提 出が挙げられる⁽²¹⁾。これは納税者の意図しな い誤りにより生じた加算税、延滞税及び罰金 等の減免を DGT に要請するというプロセス である。2021年における当該規定に基づく修 正要求の発生件数は、170,714 件であり、異 議申立て等の手続と同様に広く用いられてい るようである。

Ⅲ インドネシアにおける昨今の税収と税務行政改革

インドネシア税務行政に係る組織機構及び 税務調査等の簡単な概要はこれまでに記載し たとおりであるが、本章では今日のインドネ シア税務行政の姿を形成した経緯と、現在行 われている税務行政改革の主な内容について 振り返ってみたいと思う。

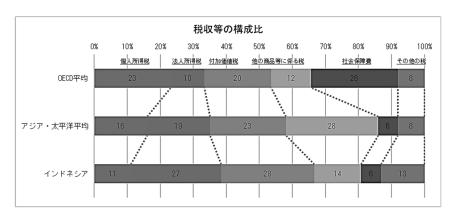
1 税収の推移及び内訳

インドネシアにおける 2017 年から 2021 年までの税収推移及び内訳は次の図(22)のとおりである。



税収の全体的な傾向としては毎年増加傾向となっている。2020年に新型コロナウィルスの影響による落ち込みがあったものの、2021年においては回復基調を示しており、報道によれば、2022年の税収も引き続いて前年比ベースで増加する見込みである。2021年の税収外収入を含めたインドネシアの歳入全体は約2,011.35兆ルピア(23)(約17.1兆円)であり、そのうち約60%を所得税(石油・ガス所得税を除く)並びに付加価値税及び奢侈品販売税

で構成していることから、両税が安定的な財源確保のため、主要な役割を果たしていると考えられる。以下の図(24)に掲げるように、OECDが公表した2020年の社会保障費を含めた税収等の構成比によれば、法人所得税及び付加価値税からの税収割合がOECD及びアジア・太平洋地域における平均よりも高く、依存度が高い一方で、個人所得税からの税収割合は、11%と低調になっている。



個人所得税の税収割合が低調である一つの要因として、インドネシアにおける膨大な数に昇る UMKM (Usaha Mikro Kecil Menengah:零細、小・中規模事業者)に係る税務コンプライアンスの問題が考えられる。インドネシア経済において、UMKM はその年間 GDP の約61%を構成する主要な経済主体と言われており、インドネシア政府はUMKM に対して、コロナ禍における優遇税制等を打ち出すなど重点を置いている一方で、その税務コンプライアンスについては改善の余地があるとの認識を示している。

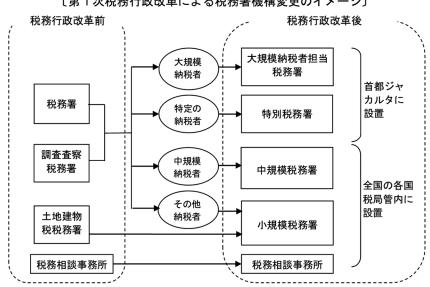
税収額については、毎年大統領令により目標税収額が設定されている。当該目標税収額は各地方国税局や税務署に細分化され、各局署の業務達成率、すなわち業績、勤務評価に直接結び付くものであることから、職員の業務に対する大きなモチベーションの一つとなっており、またインドネシア税務行政全体の関心事項となっている。2021年においては、インドネシア経済における新型コロナウィルスからの強い回復等を要因として、2008年からおよそ12年ぶりに目標税収額を達成している。

2 税務行政改革

税収の最適化や納税者のコンプライアンス 向上等を目的として、DGT はこれまでに数々 の施策を実施し、かつ今日においても引き続 いて中長期的な改革を試みている。インドネ シア税制史上、エポックメイキングである自 主申告制度の開始から、第3次税務行政改革 までの流れ及び取組内容を次に概説したい。

(1) 自主申告制度の開始とこれまでの税務行政改革(1984-1985年、2002-2014年)

インドネシア政府は、1984年から1985年 にかけて、天然資源依存の歳入構造からの脱 却及び課税ベースの拡大等を目的として、新 たに国税通則法、所得税法、付加価値税法、 奢侈品販売税法を施行することにより、それ までの賦課決定方式であった税務行政から現 在まで続く自主申告制度への大きな転換を 図った。続く 1997 年に発生したアジア通貨 危機の影響を受け、インドネシア財政は急激 に悪化、これを起因として安定的かつ持続的 な歳入の確保を図るため、2002 年から 2008 年にかけて第1次税務行政改革を実施してい る。この改革における主たる着眼点は、税務 署機構の近代化であり、それまで税目別に分 かれていた事務系統を、現在の形である機能 別(監視係、調査係、サービス係等)に再編 成し、また、納税者の規模・性質(納税規模 や外国法人等) に基づいて、監督する税務署 を振り分けることにより、効率的な納税者管 理を目指したものである。これに伴って、一 般の税務署とは別途に機能していた土地建物 税税務署及び調査査察税務署が各税務署に統 合されることとなった。



[第1次税務行政改革による税務署機構変更のイメージ]

第1次税務行政改革の実施により、組織構 造面で大きな効率化を見ることができた一方 で、働く職員の質やモラル、納税者のコンプ ライアンス管理については未だ改善点がある として、続く 2009 年から第2 次税務行政改 革(2009-2014年)を実施している。この改 革では特に、内部業務手順の標準化(SOP) やバランススコアカードに基づいた事務計画 の策定、組織パフォーマンス管理の導入と いった、内部統制の強化に焦点が当てられて おり、これまで不安定であった業務手順や業 務評価方法等について、より信頼性が置ける ものへと改善が図られていった。上記いずれ の税務行政改革においても、納税者の税務コ ンプライアンスの向上(潜在的な納税者の捕 捉を含む) は常に目標の一つに掲げられてお り、対策の一環として、増加する納税者をサ ポートする Kring Pajak(25)の業務開始 (2008) 年)、潜在的な納税者を調査する Sensus Pajak⁽²⁶⁾ (2011年)、納税者登録、申告及び納 税に対して税務インセンティブを付与する Sunset Policy⁽²⁷⁾ (2008 年) 冷 Reinventing Policy(28) (2015年) といった各種施策を実施 している。

(2) タックスアムネスティ(2016-2017年)

第2次税務行政改革に続いて、税務コンプ ライアンスの向上と国内投資促進による停滞 した経済への打開を図るため、国内外にこれ までに資産を疎開し、かつ当該資産を申告し ていなかった者について、自主的にその資産 を開示した場合には、当該申告に係る罰則等 につき、様々な特典を与えるタックスアムネ スティプログラムを実施している。当該プロ グラムは、納税者が資産を開示(申告)した 時期や、その開示資産の国内環流(投資)の 有無により、適用税率を異とする点で納税者 の開示・国内投資意欲を促している。また、 2017年から開始される CRS に基づく自動的 情報交換に先立って行われたという点につき、 適切な時期に実施されたものと考えられる (29)。最終的な当該プログラムの実施結果とし て、約 50,000 人の新規納税者を含む延べ 973,000人(30)が当該プログラムに参加し、国 内外合わせて 4,800 兆ルピア超(約 40.8 兆 円)の資産が申告される等、世界で最も成功 したタックスアムネスティとの評価がある一 方で、申告された国外資産に係るインドネシ ア送還額は約147兆ルピア(約1.2兆円)と、 目標値である 1,000 兆ルピアに届かなかった

一面も見られている。

(3) 第3次税務行政改革(2017年-)

これまでの税務行政改革及びタックスアム ネスティ等を実施した結果、納税者数及び税 収は飛躍的に増加、2002年における納税者数 が約 260 万だったのに対し、2016 年末には 12 倍を超える約 3,330 万まで到達、税収は同 期間で6倍超を数えた。一方で、増大する職 員数や ICT を用いた効率的な組織運営と いった次なる課題解決のため、5 つの柱、す なわち①地域特性に適した組織体制、②人的 資源の強化、③安定的、かつ正確な情報シス テムの構築、④情報技術に基づく効率的で簡 素な業務プロセス及び⑤課税ベースの拡大と 法的確実性を担保する税制の確立を目的とし て、2017年より第3次税務行政改革が実施 されている。以下において、当該改革の主た る部分を紹介したい。

イ 自主的開示プログラム (第2次タックス アムネスティ)

2021年10月に、持続可能な経済成長の促進、公正で法的確実性のある税制度及び納税者の自発的コンプライアンス向上等を目的として、国税規則調和法(31)(Harmonisasi

Peraturan Perpajakan) が国会を通過し、同 月 29 日より施行された。当該法令により、 NPWP(納税者番号)と NIK(国民基礎番号) の段階的統合、徴収共助規定の新設、最高個 人所得税率の引上げ、現物支給に対する給与 課税、VAT 税率の引上げ等を含めた各種税法 に係る横断的な改正が規定された。当該法令 の枠組みにおいて、先述の CRS 情報並びに ILAP 情報(32)の充実を背景に、2022 年 1 月か ら同年6月までを期間として、自主的開示プ ログラム(第2次タックスアムネスティ)が 実施されている。当該プログラムは 2016 年 のタックスアムネスティ参加者で、同プログ ラムにおいて未申告であった資産を更に開示 した者につき、適用税率に優遇措置が採られ ている点で特徴的であると言える。最終的に、 約308,000人(延べ数)が当該プログラムに 参加し、594.82 兆ルピア(約 5.1 兆円)の資 産が申告されている。また、申告された主な 国外資産(国内還流資産を含む)の所在地は、 以下の表(33)のとおりであり、シンガポールに おける未申告資産の割合が、圧倒的に多額と なっている。

No.	国 名	申告者数	資産評価額	所得税額
1	シンガポール	7, 997	Rp56 兆 9, 601 億 (約 4, 842 億円)	Rp7 兆 2, 951 億 (約 620 億円)
2	英領ヴァージン諸島	50	Rp4 兆 9, 774 億 (約 423 億円)	Rp6, 019 億 (約 51 億円)
3	香港	432	Rp3 兆 5, 808 億 (約 304 億円)	Rp4, 407 億 (約 37 億円)
4	オーストラリア	1, 154	Rp2 兆 7, 663 億 (約 235 億円)	Rp3, 721 億 (約 32 億円)
5	中国	332	Rp1 兆 5, 124 億 (約 129 億円)	Rp1, 806 億 (約 15 億円)

ロ 官僚機構の簡素化と機能職の活用

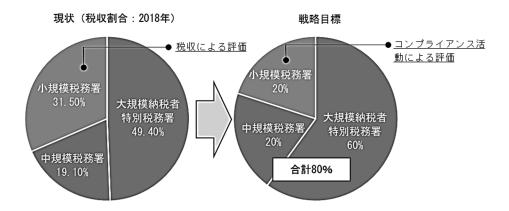
2019年10月に実施された、2期目となるジョコ・ウィドド大統領の就任演説において、

今後優先して取り組むべき課題の一つとして、 官僚機構の簡素化が挙げられた。これまで垂 直的に 5 段階に分かれていた官僚機構

(Eselon) を、例外を除き 2 段階に縮小し、 多数の職員を官僚機構に属する一般職から機 能職に転換することにより、機敏、かつ弾力 的な組織運営並びに慢性的な管理職ポスト不 足からの脱却を目指したものである。これを 受けて、DGT においては、2021 年に機能職 として、納税者に対し税務サービス、相談、 広報等を提供する税務(アシスタント)イン ストラクター (Penyuluh Pajak) を新設し、 約2,300人の一般職員を当該職務に異動させ ることにより、弾力的な組織運営と納税者コ ンプライアンス向上の促進を図っている。ま た、これと並行して、これまで各税務署に別 個に存在していた調査係、徴収係及び納税者 拡大・相談係を一つに統合することにより、 組織の簡素化を実現している。

ハ 税務署種別による主たる業務の変更

従来、税務署種別間による主な業務目標の 違いは、小規模税務署のみが実施する納税者 拡大事務を除き、目標徴収税額が各々の税務 署によって異なるという点のみであった。 DGT が新たに公表した 2020-2024 年の戦略 的計画(34) (Strategic Plan) によれば、税収額 の 75-85%を占める大規模法人及び地域的な 高額納税者等については、大規模納税者税務 署、特別税務署及び中規模税務署が引き続き 所管し、主な業務目標を従来どおり、税収額 の確保に置く一方で、小規模税務署において は、地域的な納税者のコンプライアンス確保 に対して重点を置き、現金取引や、未だ捕捉 されていないネット取引等、現地における課 税情報の収集・強化を主たる業務の一つとし て規定している。また、これに伴って、税務 署の機構再編も行われ、18の小規模税務署が 新たに中規模税務署として改編され、その主 要目標を税収確保に置くこととなった。なお、 同戦略的計画では、以下のとおり税収割合及 び小規模税務署に係る主たる評価基準を変更 するよう目標を掲げている。



ニ DIP 及び TIK の新設

DGT はデータ由来の組織作りの一環として、2019 年 7 月、新たに DIP (Direktorat Data dan Informasi Perpajakan: 税務データ情報局) 及び TIK (Direktorat Teknologi Informasi dan Komunikasi:情報通信技術局)を設置した。これは、既存の重複した機能を有するユニットを統合し、散逸しているデータを所定の部署に集約することにより、また、

情報技術及びデータ管理に係る職務の所在を明確にすることで、業務の合理化を図ったものである。DIP はデータガバナンスやマネージメントを始め、後述するリスク分析並びにCRM (コンプライアンス・リスクマネージメント)アプリケーション及びBI (ビジネス・インテリジェンス)の開発も行っている。他方、TIK は全般的なシステムの開発や稼働安定性の確保及び保守・運営といった基盤的な

業務を主なものとしている。

ホ コアタックスシステムの開発

これまで別個に開発・運用され、陳腐化しつつあった税務行政運営に係るシステム及びアプリケーションを一新・融合することで、税務行政の効率化及び納税者のコンプライアンス向上に伴う税収の拡大を図るべく、現在DGTにおいて新たに、包括的な税務管理システム(Sistem Inti Administrasi Perpajakan:コアタックスシステム)の開発が2024年のリリースを目標に進められている。大統領令(35)に基づいた当該施策は、最重要施策の一部と位置付けられており、業務プロセスの自動化やリアルタイムデータの利用が検討されているとのことであるが、具体的な機能の詳細については未だ発表されていない。

IV ICT 技術を用いた税務行政

DIP 及び TIK の新設やコアタックスシステムの開発に見られるように、DGT は近年急速に発達した ICT 技術を用いることで、税務行政全般における事務効率及び納税者に対するサービス・利便性の向上を推進している。現在までに行っている主な取組として、電子申告・納税ツールの提供、CRM に基づく納税者管理システムの開発、オンラインに主軸を置いた 3C 施策及びソーシャルメディアを用いた広報活動の実施が挙げられる。

1 電子申告・納税ツール

(1) e-Filing, e-Form

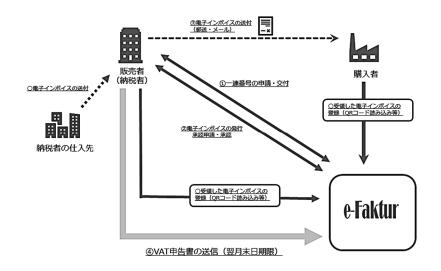
各種申告については、各国の税務行政と同様、DGTも電子申告の普及に取り組んでおり、電子申告を行うためのツールを提供し、かつ一部の法人等について電子申告の利用を義務化している。現在、所得税の電子申告を行う上で最も使用されているツールが e-Filing で

あり、DGTの公式ウェブサイトにログインした上で、申告書の作成・送信をブラウザ上で行うことで電子申告が完了する。他方、e-Filing はブラウザ上で申告書の作成を行うため、申告の作成から送信までの間、オンライン状態を維持しておく必要が生じていた。この問題に対処すべく、DGT は 2021 年 3 月、新たに e-Form (PDF)をリリースしている。当該アプリケーションは Adobe Reader があれば利用可能という点で利便性が高く、申告書の作成はオフラインで行うことができる等の観点から、今後の更なる普及が期待されている。なお、DGT における電子申告の利用状況は次表⁽³⁶⁾のとおりであり、高い電子申告利用率を示している。

	15 口	電子申告			**	Aal
	項目	e-Filing	e-Form	e-SPT	書面提出	合計
	2021	18,375,701	1,146,654	1,184,381	1,496,754	22,203,490
	構成比	82.76%	5.16%	5.33%	6.74%	100.00%

(2) e-Faktur

付加価値税の申告を行うにあたっては、 2016 年 7 月以降、原則 e-Faktur アプリケー ションを使用して電子インボイスを作成し、 その申告を行うよう義務付けられている。電 子インボイスの発行に必要な一連番号を DGT が管理することにより、また、インボイ スを発行できる課税事業者を当該アプリケー ションで管理することにより、インボイスの 2 重発行や偽造並びに関連する不正利用を防 止している。また、電子インボイス義務化以 前のインボイスについては、発行者の入力・ フォーマット誤りによる仮払税額の否認や紙 ベースで発行されたインボイスの管理負担と いった事象が生じていたが、電子インボイス 作成を義務化することにより、これらの課題 を大幅に改善させている。電子インボイス作 成及び付加価値税の申告までの流れは、次の とおりである。



(3) Kode-Billing

納税については、Kode-Billing を利用した 方法に集約されている。これは申告した所得 税等の納付につき、事前に Kode-Billing (納 付目的コード)を作成し、当該コードを利用 して納付を行うというものである。Kode-Billing は、DGT の公式ウェブサイトはもち ろん、インターネットバンキングサービス、 Kring Pajak への電話照会、税務署・銀行窓 ロや一部の銀行 ATM でも作成可能である。 なお、インドネシアにおける納税環境の一つ の特徴として、財務大臣令(37)により納税に係 る支払手段(現金、デビットカード、クレジッ トカード等) や協力機関 (Collecting Agent: 銀行、郵便局、法人等) は定められているも のの、納税を行うに際しての具体的な納税 チャネルについてはそれぞれの協力機関が提 供することとされており、最近では Tokopedia といった通販サイト上において、 電子マネー(GoPay)を用いて納付すること も可能となっている。なお、税務署窓口にお いて現金領収は行っていない。

(4) e-Meterai

インドネシアは日本と同様に、一定の要件を具備した契約書・文書に対して、印紙税を課税しており、2021年にはそれまで2段階であった印紙税率を、1万ルピア(約85円)の単一税率にすると共に、e-Meterai(電子印紙)の導入を発表している。デジタル経済の加速に併せて増加する電子契約書等に対応する施策の一つであり、印紙税が課される電子契約書等(PDF形式)につき、インドネシア造幣公社が運営する公式サイトにおいて、電子印紙購入後、当該文書をアップロード・印紙貼付することにより、印紙税の納付が完了するというものである。

CRM に基づく納税者管理システム⁽³⁸⁾

情報技術の進歩に伴う職員数の削減や納税者管理の効率化を促進するため、ICT技術は昨今、納税者のCRM分野にも用いられており、DGTは2019年から段階的に次のアプリケーションを組織内部向けにリリースし、各税務署が所管する納税者コンプライアンスの管理に用いている。

名 称	機能
CRM Ekstensifikasi (課税ベース拡大機能)	納税者としての要件が充足しているにも拘らず、納税者番号を有していない者の優先リスト作成
CRM Edukasi Perpajakan (租税教育機能)	租税教育を行うべき納税者の優先リストを作成
CRM Pemeriksaan dan Pengawasan (モニタリング・調査機能)	調査、モニタリング対象となる納税者の優先リストを作成
CRM Penagihan (債権管理機能)	徴収対象者の優先リストを作成

それぞれの機能は、基本的に①納税者のコンプライアンス不遵守傾向(これまでの申告・納税の有無、適時性、申告の正確性等)と、②当該納税者が担う納税義務が履行されなかった場合の影響を勘案して、リストに係る

優先順位を付しているようである。また、それぞれの機能を補助するツールとして、DGTではBIを活用した、次の2つのシステムを併せてリリースしている。

名 称	機能
ANILITY IN PAV	納税者の4C(Capacity, Capital, Character, Condition)情報を基に担税 力を図るツール
SmartWeh	納税者と他者との資本・取引関係を紐付け・分析し、現在・予測される取引関係を表示するツール

報道によれば、納税者管理に係る上記BIツールのほか、他の機関(インドネシア銀行、中央統計庁、金融サービス庁)から提供されたマクロ経済情報データを分析し、歳入政策の決定に用いるBIPenerimaan、1つの税務署で管理する最適な納税者数を導くBIOrganisasi、職員の能力や税務署が管理する納税者の性質等に照らして、当該税務署における最適な職員配置を提案するBISDM及び産業の成熟度に適した法令策定を補助するBIRegulasiを現在開発中とのことである。コンピュータシステムに携わる機能職職員の存在が、このような迅速なアプリケーション等の開発に大きく寄与していると筆者は考えている。

以上のように、DGT は限られた職員数の下、 効率的な納税者管理・業務遂行に資するため、 ICT を利用したシステムの開発に力を注いでいる。

3 30 施策

納税者に対するサービス提供の方法も近年 大きく変化している。2019年から始まった 3C 施策 (クリック・コール・カウンター) に より、税務申請等については、始めにクリッ ク (ウェブサイト、アプリケーション) を通 じて、次に Kring Pajak へのコール (電話、 チャット)、そして最終的な手段として、カウ ンター(税務署)において対応できるよう整 備が進められている。将来的に、現在140程 度存在する全ての税務手続等について、オン ライン等(電話、チャットを含む)にて完結 できることを目標としている。これに併せて ウェブサイト等のコンテンツやアプリケー ションの充実が図られると共に、バックオフ ィスである Kring Pajak において、納税者情 報の変更事務等を取り扱うことができるよう、 その権限が拡張されている。なお、Kring Pajak への相談については、電話やメール、 ウェブサイトに設置されているオンライン チャット並びに Twitter といった幅広い窓口 が用意されている。

4 ソーシャルメディアを用いた広報活動

ソーシャルメディアを用いた広報活動については、特に若い世代をターゲットに Facebook や YouTube、Twitter、Instagram 等を通じて実施されており、高い SNS 利用率を誇るインドネシアにおいて、中長期的なコンプライアンス向上に資するものとして期待されている。新たにリリースされた納税者向けアプリケーションの使用方法等を解説する動画が、YouTube や Facebook 等各メディアでアップロードされており、その内容も大変充実しているとの印象を受ける。また、オンライン形式でのセミナーも各税務署単位で頻繁に実施されている。2021年における、これらソーシャルメディアを通じた広報活動に係る詳細は次表(39)のとおりである。

T 1. 4 11	20	21	2020	
チャネル	コンテンツ	フォロワー数	コンテンツ	フォロワー数
Facebook	482	246, 821	443	235, 652
YouTube	59	66, 151	70	34, 188
Twitter	3,005	209, 656	3, 944	169, 317
Instagram	339	278, 080	293	222, 202
Tiktok	61	43, 814	-	-
Linkedin	118	17, 256	-	-

Ⅴ 終わりに

本稿では、極力細かな法律の規定には敢えて触れずに、インドネシア税務行政の外観とこれまでの取組を記載させて頂いた。これはひとえに筆者自身がインドネシア税務行政がどのように成り立ち、また、現在どのような取組を行っているかを自身で整理したかったことに起因している。執筆を始めて改めて思うことではあるが、DGTが実施する各種施策は国税庁にとっても、非常に参考になる点がタいとの印象をうける。特に、少ない人的リソースを上手く活用するため、ICT技術を積極的に活用していこうとする姿勢及びその速さには目を見張るものがある。

ところで、ジャカルタの世界一ともいわれる渋滞を生み出している車やオートバイはそのほとんどが日本製であり、また、車両に限

らず、日本製と言えば丈夫で長持ちといった 印象を持っている人が多いと感じる。日本の アニメ・漫画文化の強い影響もあり、街中に は日本語で記載されたシャツや小物を持ち歩 く若者が多いことはもちろん、当局職員から アニメの話を持ち掛けられることには驚きの ほか、日本文化に興味を持って貰えることに ついて非常に嬉しく思う。これもひとえに日 本・インドネシア両国で汗を流してきた先人 の方々のお陰だと切に感じている。

税は国家を運営・発展させていく上で不可 欠なものであることは周知の事実であり、適 切な課税・徴収、良質な納税者へのサービス 提供のため、両国がこれまで以上に協力し 合って、より良いものを築いていければこれ ほど望ましいものはない。その協力関係を円 滑に築く上でも、インドネシアの方々が分野 を問わず、日本という国に関心を持ってもら うことが非常に重要なことだと感じる。

首都移転が始まるまで、残りわずかではあるが、ヌサンタラにおいてもジャカルタと同様の風景、日本に対する印象を聞けることを祈って、また、DGTからの多大なる協力と支援に切なる感謝を表して本稿を了したい。

- (1) https://data.worldbank.org/indicator/NY. GDP.MKTP.CD(令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧)。
- (2) 中央統計庁 "Stastistik Indonesia 2022" 698 頁、700 頁に基づき作成。
- ⁽³⁾ 中央統計庁 "Statistik Indonesia 2022" 91 頁 に基づき作成。
- (4) NOMOR 118/PMK.01/2021.
- (5) DGT "Laporan Tahunan DJP 2021" P.214.
- (6) 一人当たりの職員に対する人口は約 2,200 人。
- (7) NOMOR 581/KMK.01/2020.
- (8) 国家公務員庁 "Panduan Penghasilan PNS Update Agustus 2022":主たる月額給与は基本 給 (Gaji Pokok)、業績手当 (Tunjangan Kinerja)、役職手当 (Tunjangan Jabatan) 及 びその他の手当で構成されており、職務評価に 連動する業績手当の額が相対的に高くなっている。
- (9) 中央統計庁 "Statistik Indonesia 2022"P.121:2021年ジャカルタ特別州における、月額雇用者平均給与額は約4,030千ルピア(約34,255円)である。
- (10) 大統領令に基づき、省庁別に決定される。
- (11) 学位を取得することにより、昇進に通常必要な勤務年数に拘わらず、より上位の階級に昇進できる機会が設けられている。
- (12) NOMOR 17/PMK.03/2013.
- (13) NOMOR 184/PMK.03/2015.
- (14) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 28 TAHUN 2007 Pasal 17B.
- (15) 正式名称を Daftar Sasaran Prioritas Penggalian Potensi と言い、税務調査や監督の対象となり得る者を記載したリスト。
- (16) NOMOR SE-15/PJ/2018.
- (17) 税務署が付番する納税者番号であり、付加価値税の課税事業者は、当該番号を取得していない者に対して電子インボイスを発行する場合、一定の条件の下、0を入力することができる。
- (18) 令和3年度における、国税庁の再調査の請求 及び審査請求発生件数は、それぞれ 1,119 及び 2,482 件である。
- (19) DGT "Laporan Tahunan DJP 2017"から DGT "Laporan Tahunan DJP 2021"(2017 年

- から 2021 年までの DGT 年次報告書) 記載情報 に基づき作成。
- (20) 敗訴した場合等については、未納税額の60% が罰金として追徴される。
- (21) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 28 TAHUN 2007 Pasal 36.
- ⁽²²⁾ DGT "Laporan Tahunan DJP 2021" 190 頁 に基づき作成。
- (23) インドネシア財務省 "LAPORAN KEUANGAN PEMERINTAH PUSAT TAHUN 2021 MEI 2022"

(https://djpb.kemenkeu.go.id/portal/images/file_artikel/file_pdf/lkpp/LKPP_audited_2021_.pdf) (令和5年2月28日最終閱覧)。

- (24) https://www.oecd.org/tax/tax-policy/revenuestatistics-asia-and-pacific-indonesia.pdf(令和 5年2月28日最終閲覧)に基づき作成。
- (25) KLIP の一部を構成するユニットであり、納税者への催告及び納税者からの相談・苦情窓口となっている。
- (26) 課税ベース拡大政策の一つであり、2012 年末までにかけて、税務職員等がショッピングモール・居住地・法人事業所等に臨場し、納税者番号の取得の有無、申告書の提出の有無、納税者の概算年収等を聴取し、納税者番号の新規取得、申告書の提出等を勧奨する施策。
- (27) 個人が自主的に納税者番号を取得し過去の申告を行った場合や、既に納税者番号を有する個人や法人が過去の申告内容を自主的に増額修正した場合に、延滞税や税務調査を免除するというもの。
- (28) 過年度に係る修正申告や納付遅延に対して、 罰金や延滞税を軽減、免除するというもの。
- (29) https://www.oecd.org/ctp/exchange-of-taxinformation/Voluntary-Disclosure-Programmes-2015.pdf (令和 5 年 2 月 28 日最 終閲覧)を参考。
- (30) DGT "Cerita di Balik Reformasi Perpajakan" P.34

(http://www.pajak.go.id/sites/default/files/202 1-

- 07/Buku%20Reformasi%20Perpajakan%20We b.pdf)(令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧)。
- (31) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA

NOMOR 7 TAHUN 2021.

- (32) PP NOMOR 31 TAHUN 2012、NOMOR 228 /PMK.03/2017:他の政府機関や州政府等か ら定期的に提供される各種情報で、土地・建物 等の資産や負債、収入・支出情報が含まれる。
- (33) https://www.pajak.go.id/id/siaran-pers/ppsusai-bagaimana-hasilnya(令和 5 年 2 月 28 日 最終閲覧)。
- (34) NOMOR KEP389/PJ/2020.
- (35) PERPRES NOMOR 40 TAHUN 2018.
- ⁽³⁶⁾ DGT "Laporan Tahunan DJP 2021" 193 頁 に基づき作成。
- (37) NOMOR 225 /PMK.05/2020.
- (38) NOMOR SE-39/PJ/2021.
- ⁽³⁹⁾ DGT "Laporan Tahunan DJP 2021" 132 頁 に基づき作成。